

小型バイオマス発電システムに最適

バイオマス蒸気ボイラ V5シリーズ

発電装置をはじめ、乾燥設備や繊維・染色業、または食品加工の熱源など幅広く活躍できます。



Bailer

BIOMASS

- ◆ 小規模発電用ボイラも対応可能
- ◆ 小型貫流ボイラのためボイラー技士などの資格は不要

高含水率
燃料OK!*

多様な燃料に対応



木チップ



木ペレット



建築廃材



PKS



RPF



RDF

* 含水率 40%以下 (w.b)

蒸気量別に 500kg/h・1000kg/h の機種をラインナップしています。

主な導入用途



木材加工・乾燥

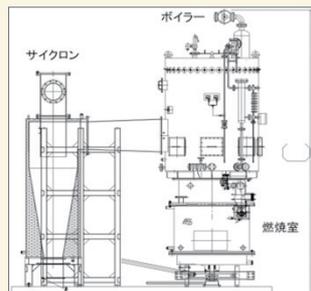
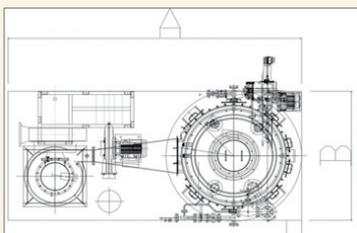


食品加工



繊維・染色業

その他、様々な用途でもお使い頂けます。



形式		S500	S1000
蒸気量	kg/h	500	1,000
仕様圧力	MPa	0.98	
寸法	全長(mm)	2,400	4,600
	全幅(mm)	1,280	2,100
	全高(mm)	3,718	5,243
最大消費電力	kW	7	29.3
伝熱面積	m ²	9.8	20.1
本体重量	kg	4,500	12,000
配管口径		50A	65A
種類		小型貫流ボイラ	貫流ボイラ
電源		三相 200V	
着火方式		灯油	

※外付けのホッパやサイロ、煙突は含みません。
本製品は屋内仕様です。
場合により一部仕様を変更することがございます。

 **株式会社イクロス**
詳細は… <http://www.kankyo.icross.co.jp/>
<http://icrossgroup.com/>

〒593-8312 大阪府堺市西区草部 491 番地 1
TEL 072-260-6333 (代表) FAX 072-260-6673
Email : kankyo@icross.co.jp

製材所へ導入し、乾燥工程で蒸気を使用しています。

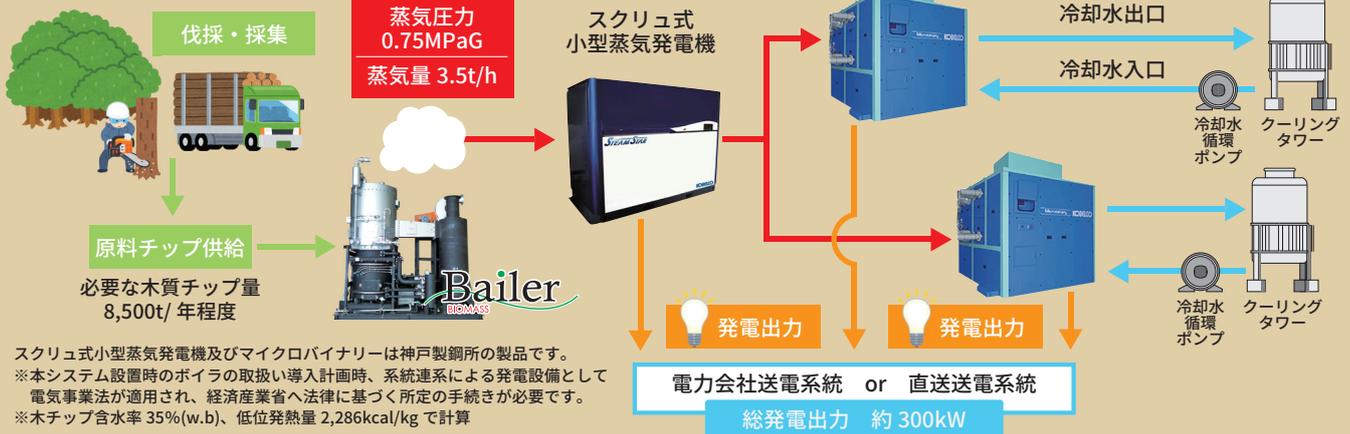
機種：500kg/h

燃料：木材加工時の端材チップ

サイロ：3 m³



蒸気ボイラ3台or4台と発電機を組み合わせで300kWの小規模発電を実現 蒸気ボイラを使用した発電例



Bailer 法規制一覧表

	労働安全衛生法	大気汚染防止法	火災予防条例	ボイラー技士
IXM-S300	対象になります。	対象外です。	対象になります。	対象外です。
IXM-S500	設置後、労働基準局への設置届が必要となります。	対象になります。 市の環境課又は所轄の保健所へ設置の60日までに「ばい煙発生施設」の届出をする必要があります。	消防署へ「火気使用設備等の設置の届出」が必要となります。 燃料の貯蔵に関しては、再生資源燃料の場合 1,000kg、木材加工品および木くずの場合 10 m ³ を超える場合、指定可燃物としての届出が必要となります。貯蔵量は燃料の種類によって定められています。	ただし、特別教育・技能講習は法令に基づく、就業制限の資格取得の為の講習で都道府県労働局長の登録講習を受講する必要があります。
IXM-S1000	設置30日前までに設置届を提出する必要があります。	また設置後は、年に2回のばい塵測定が必要となります。(自主的)		ボイラー取扱技能講習修了者以上の資格が必要となります。
上記以上	設置30日前までに設置届を提出する必要があります。			二級ボイラー技士以上の資格が必要となります。

※発電に使用する場合、労働安全衛生法でなく電気事業法に係る場合があります。